



《働き方改革関連法への対応はお済みですか》

本年4月から中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます

ご対応はお済みでしょうか。

魅力ある働く場づくりコーディネーターが丁寧にサポートさせていただきますので、お気軽にご連絡ください。

※「時間外労働の上限規制」の内容についてはこちらからご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>